

障害児支援事業

安全に支援を提供するために

送迎時の安全管理や安全計画の策定

神戸市福祉局監査指導部





目次

Agenda

01 送迎時の安全管理

02 安全計画の策定

03 事故防止と発生時の対応

(1) 運営基準の改正

送迎など自動車を使用する場合に必ず実施する2点（令和5年4月～）

POINT.01

子どもの所在を確認



- 送迎時の運行だけでなく、施設外活動など、子どもの移動のために自動車を運行する場合、**乗降の際に点呼等を実施**
- マニュアルに定めるなど、必ずルール化し、所在確認を行ってください！

POINT.02

安全装置の設置（経過措置あり）



- 送迎車両にブザーなど子どもの**見落としを防止する安全装置を設置**
- スイッチをONにして、POINT.01の所在確認をする

法令規定の有無にかかわらず、**絶対に子どもを自動車内に置き去りにしないでください！**

(2) 安全装置の設置が必要な車両

対象車両

- 座席が3列以上のシートがある自動車は全て対象
(車椅子に乗ったまま乗車するスペースを含む)

- リースや外部委託による自動車も対象

- 送迎が時期限定(雨天のみ、夏季休暇のみなど)で実施される場合や、迎えのみ、送りのみなどの場合も対象



「バスだから」ではなく **3列以上のシート**の車が対象!!

例外(非常に限定的)

- 車検の際に使用する代車については、通常は1日程度の非常に短期間であることを踏まえ、義務付けの対象外として認められます。
- 子どもが車椅子に乗ったまま自動車のバックドアから乗降する福祉車両は、2列目・3列目いずれも車椅子用で死角がなければ、対象外として認められます。

(3) 設置すべき安全装置と経過措置

設置すべき安全装置

- 装置は国土交通省のガイドライン※に適合したものに限ります。
- ガイドラインに適合する装置については、内閣府が国土交通省と連携してリストを公表しています ⇒ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

*国土交通省「送迎用バスの置き去り防止支援する安全装置のガイドライン」

経過措置

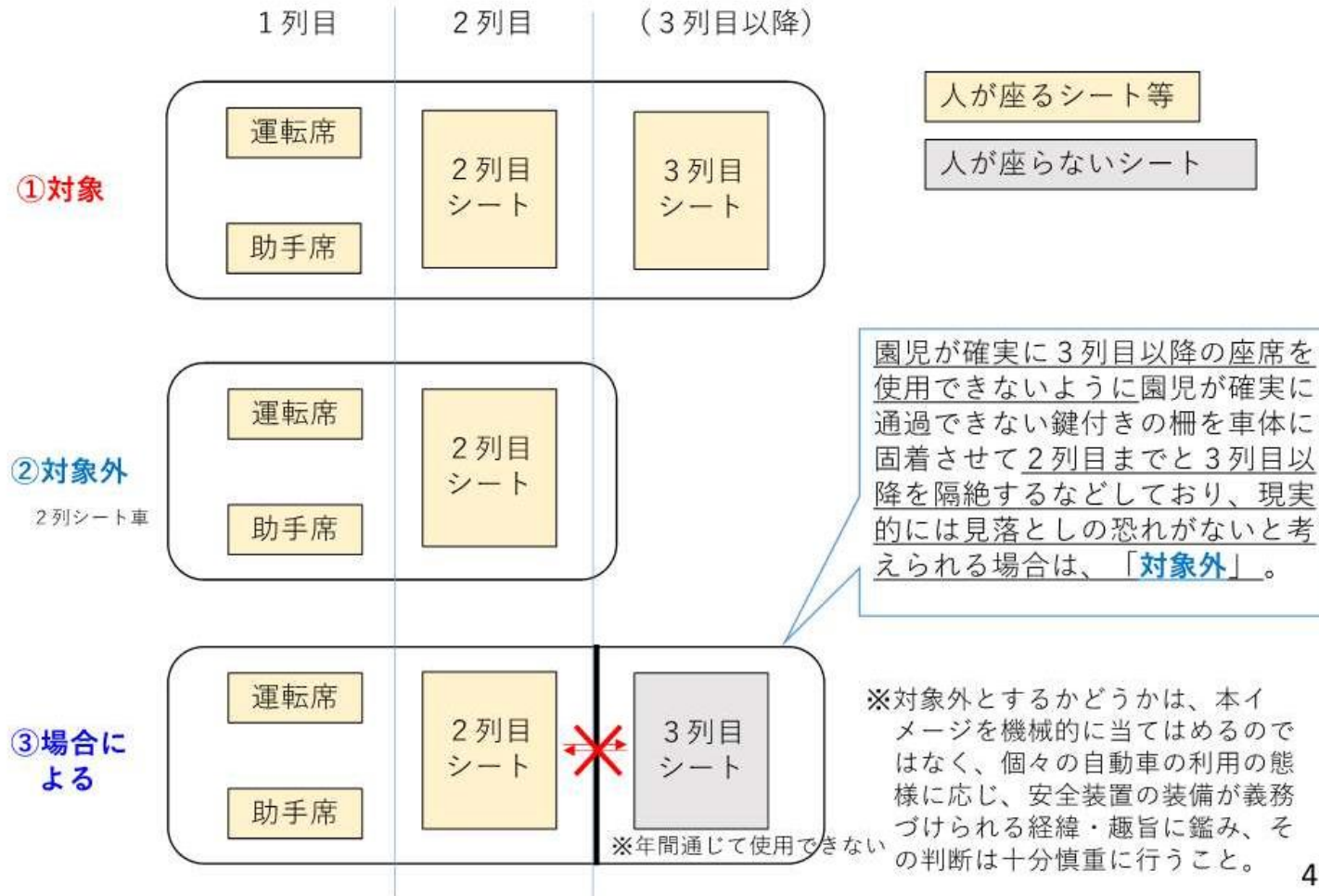
- 可能な限り、**令和5年6月末まで**に安全装置を導入してください。
- ※ ただし、安全装置の供給が追いつかないなど、導入することが困難な場合は、令和6年3月31日まで経過措置が認められます。
- 安全装置が装備されるまでの間は、子どもが降車した後の確認漏れが生じないための措置を講じてください。

(例) 運転席に確認チェックシートを備え付ける

車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備える など

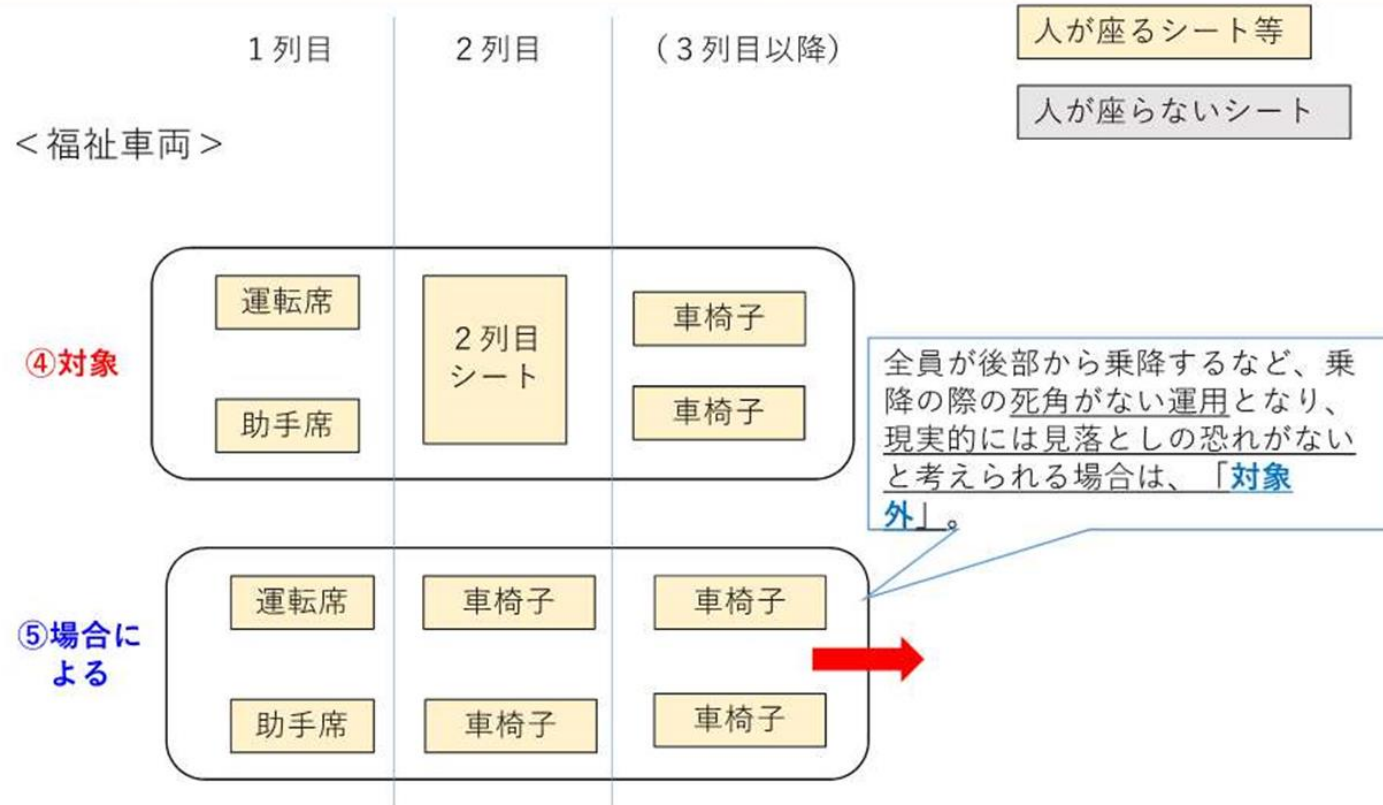


安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①





安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。



目次

Agenda

01 送迎時の安全管理

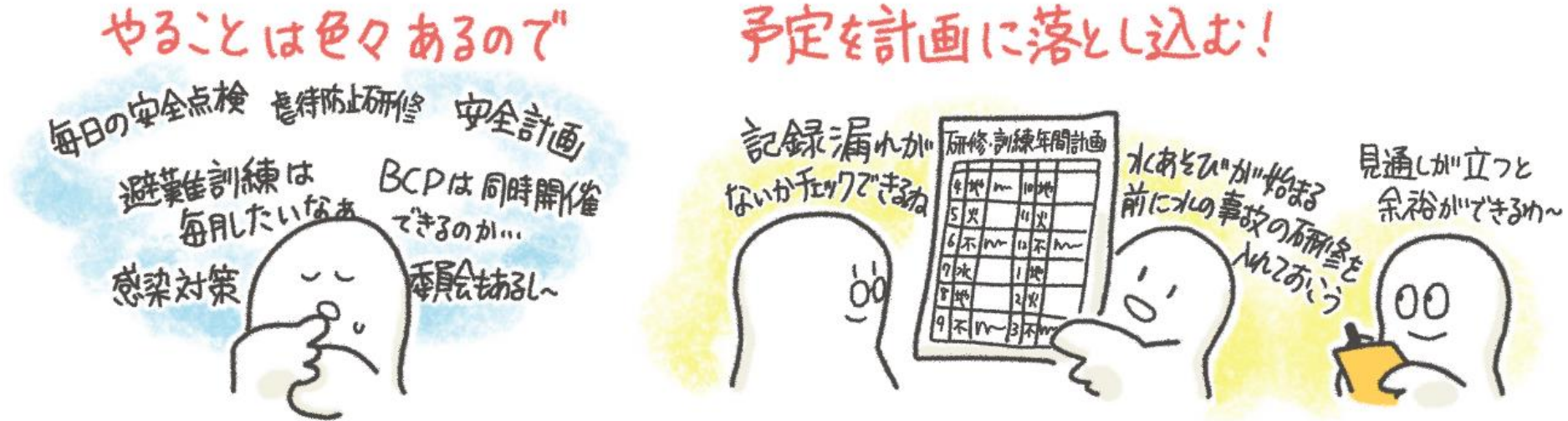
02 安全計画の策定

03 事故防止と発生時の対応

(1) 運営基準の改正

改正内容

- ▶ 令和6年4月から安全計画を策定することが義務づけられます（それまでは努力義務）
- ▶ 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施することが求められます。
（設備の安全点検や事業所内外での安全に関する指導、研修、訓練について、事業所ごとに計画を策定して実施する など）



(2) 注意点



1 従業者に対して

- ✓ 従業者に安全計画の内容を周知することが必須です
- ✓ また、研修・訓練の実施漏れが生じないように注意してください

2 保護者に対して

安全計画で取り組む内容は、保護者にも周知する必要があります

3 その他

- ✓ 定期的に安全計画の見直しを行い、変更が必要な場合は必ず対応してください
- ✓ 子どもの視覚・聴覚・理解力等への配慮を忘れないでください
- ✓ 災害や感染症だけでなく、設備、送迎、その他の項目についても、安全計画の中に研修や訓練が必要ないか考えてみてください



目次

Agenda

01 送迎時の安全管理

02 安全計画の策定

03 事故防止と発生時の対応

(1) 本市への事故報告件数（児発・放デイ）

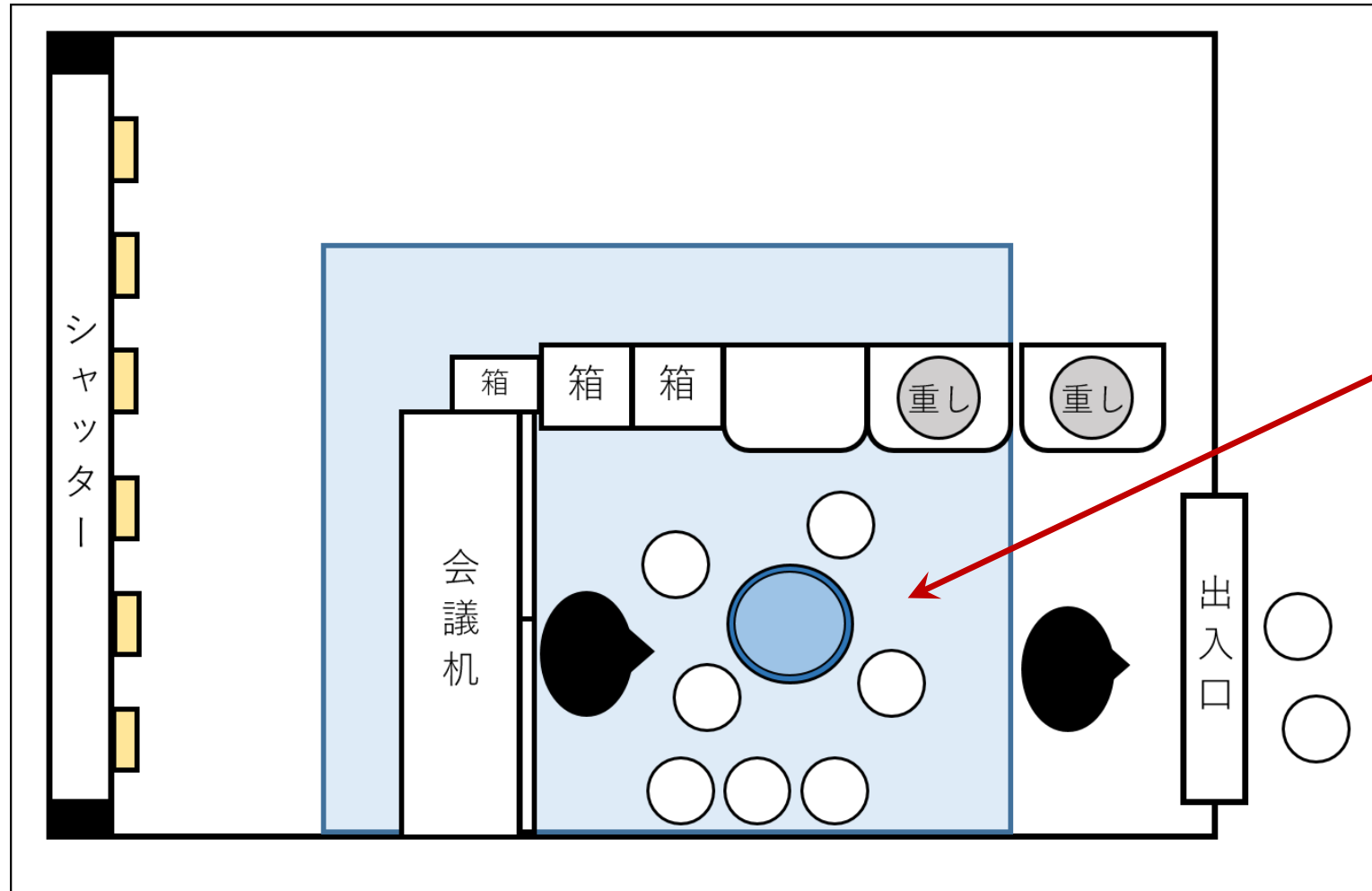
	擦過傷 切り傷	打撲 捻挫 脱臼	骨 折	異食 誤えん	その他 外傷	行方不明 離設	交通 事故	死亡	その他	合 計
R4年度 12月末時点	10	11	10	1	10	2	4	0	16	64
R3年度	18	22	5	3	5	1	3	1	6	64
R2年度	9	9	2	1	4	6	4	0	5	40
合 計	37	42	17	5	19	9	11	1	27	168

- 令和3年度に市内の放課後等デイサービス事業所から児童が抜け出して行方不明になる。その後、**死亡**が確認されるという痛ましい事故が発生。

(3) 令和3年8月の児童死亡事故の概要



事故が発生した時の事業所内の状況（イメージ図）



当日は、おもちゃすくいイベントを実施。
複数人の職員や利用児童が集まっていた。

※黒い楕円⇒職員、白い丸⇒利用児童（数名が出入り）

(3) 令和3年8月の児童死亡事故の概要

事故が発生した時の現場写真



男児が抜け出しと思われる出口

椅子等によるブロックするも、椅子の下はくぐることが可能。

おもちゃすくいエリア（児童の動ける範囲）
テーブル付近や入口など職員を数名配置

一瞬のことでも事故につながります。

利用者の障害特性等を踏まえ、安全配慮や事故防止対策の徹底をお願いいたします。

(4) 事故を未然に防ぐために



3つのポイントを意識し、事業所内の事故防止に取り組んでください。

1

サービス提供のばらつきを無くすためにマニュアルを作成し、事故防止の観点から危険予測と注意事項を盛り込み事業所内で共有。

2

サービス利用者の潜在的・顕在的リスクや、リスク回避のためにどのようなサービス提供を行っていくかを個別支援計画などに記載

3

サービス提供の際に**死角が発生しないよう**にするなど、従業員が利用者の動きを把握し、目配りや気配りを欠かさない体制づくり

(5) 事故報告書の提出

● 神戸市へ報告しないといけない事故の範囲

- ケガなどで医療機関を受診した場合や死亡事故
- 従業員の法令違反・不祥事等（虐待を含む）
- その他の事故で報告が必要と認められるもの（警察に通報したものなど）

報告の範囲



医療機関を受診した



緊急通報をした



従業員の
法令違反や
不祥事



その他、
報告が必要と
思われるもの

● 万一、子どもが亡くなった場合や重大事故の場合

死亡や重症等の重大事案の場合は、速やか※に第1報として電話やFAX等で報告を行うこと。

※発生当日、または夕方・夜間発生時は翌日中

● 事故報告フォーム

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/index.html>

(6) 事故が起きてしまったときの対応指針



1. 事故に対応する際の基本姿勢

利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想で処していく姿勢が基本。施設に責任ある、ないということよりも、まず**誠意ある態度**で臨む。

2. 事故対応の原則

- (1) 組織として対応（当事者意識を持って一体的な）
- (2) 事実を正確に整理、調査し、経過の正確な記録をとる。
- (3) 窓口を一本化した対応

3. 事故対応のフロー

- (1) 事実の把握と家族等への十分な説明
- (2) 改善策の検討と実践
- (3) 誠意ある対応

※ 厚労省『福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針(H14年3月28日)』より引用



1 送迎車両の安全管理

- ✓ 自動車内に子どもを置き去りにすることがないように、点呼は必ず実施してください！
- ✓ 3列シート以上の車両においては安全装置の設置も進めてください。

2 安全計画の策定

- ✓ 令和6年4月から安全計画の策定が義務付けられます。
- ✓ 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施することが求められます。

3 事故発生時の対応

- ✓ 令和3年に市内の放課後等デイサービス事業所から児童が離脱し、その後死亡するという痛ましい事故が発生
- ✓ 安全にサービスが提供できるよう、改めて安全対策を確認してください。
- ✓ 事故が発生した場合は速やかに神戸市に報告してください。